

第5章 計画期間における介護サービス量等の見込み

1 第1号被保険者数及び要介護認定者数の推計

(1) 人口及び第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は、第8期計画の最終年である令和5年度には、73,690人（総人口に占める割合＝高齢化率は28.9%）と推計しています。

高齢者人口のうち、65～74歳（前期高齢者）については、計画期間3年間で約3千人減少し、32,742人（総人口比12.8%）と推計しています。一方、75歳以上（後期高齢者）については約3.7千人増加し、令和5年度は40,948人（同16.0%）になると推計しています。また、85歳以上の高齢者については約千人増加し、令和5年度は12,204人（同4.8%）と推計しています。

図表 5-1 人口及び第1号被保険者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	256,452	255,862	255,186	253,305	229,428
第1号被保険者数	73,037	73,344	73,690	74,231	81,272
65～74歳(前期高齢者)	35,786	34,264	32,742	30,099	38,278
75歳以上(後期高齢者)	37,251	39,080	40,948	44,132	42,994
(再掲)85歳以上	11,139	11,780	12,204	13,128	18,411
総人口に占める割合 (高齢化率)	28.5%	28.7%	28.9%	29.3%	35.4%
65～74歳(前期高齢者)	14.0%	13.4%	12.8%	11.9%	16.7%
75歳以上(後期高齢者)	14.5%	15.3%	16.0%	17.4%	18.7%
(再掲)85歳以上	4.3%	4.6%	4.8%	5.2%	8.0%
第2号被保険者数	90,008	90,255	90,389	90,172	71,837

※ 端数処理の都合上、合計と内訳が一致しない場合がある。(以降、本章において同様)

(2) 要介護者数等の推計

計画期間における要介護者数は、高齢者数に比例して増加し、令和5年度には第1号被保険者が12,948人、第2号被保険者が288人、合計で13,236人になると推計しており、高齢者人口に占める割合も増加し、令和5年度には17.6%になると推計しています。

さらに、認知症者数(※)は、令和5年度には7,469人、令和7年度には、7,888人と増加が見込まれています。

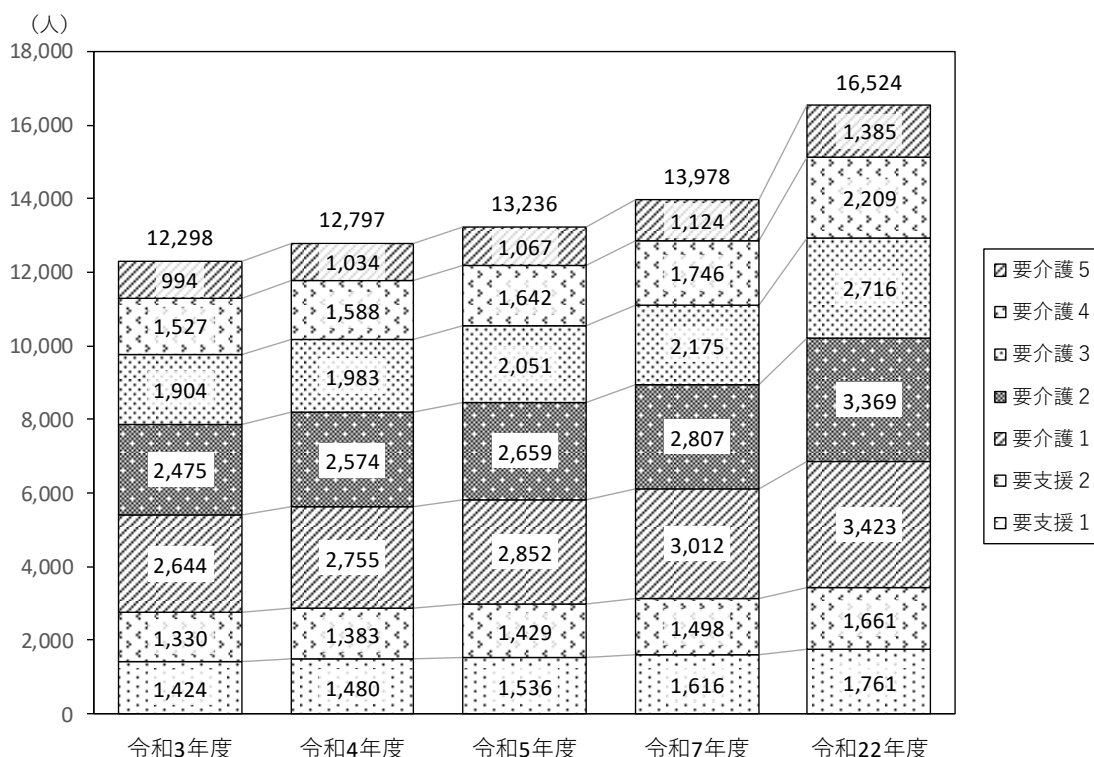
図表 5-2 要介護者数の推計

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者	計	12,010	12,509	12,948	13,690	16,294
	要支援1	1,402	1,458	1,514	1,594	1,744
	要支援2	1,289	1,342	1,388	1,457	1,628
	要介護1	2,600	2,711	2,808	2,968	3,388
	要介護2	2,398	2,497	2,582	2,730	3,307
	要介護3	1,868	1,947	2,015	2,139	2,688
	要介護4	1,489	1,550	1,604	1,708	2,178
	要介護5	964	1,004	1,037	1,094	1,361
第2号被保険者	計	288	288	288	288	230
	要支援1	22	22	22	22	17
	要支援2	41	41	41	41	33
	要介護1	44	44	44	44	35
	要介護2	77	77	77	77	62
	要介護3	36	36	36	36	28
	要介護4	38	38	38	38	31
	要介護5	30	30	30	30	24
合計	計	12,298	12,797	13,236	13,978	16,524
	要支援1	1,424	1,480	1,536	1,616	1,761
	要支援2	1,330	1,383	1,429	1,498	1,661
	要介護1	2,644	2,755	2,852	3,012	3,423
	要介護2	2,475	2,574	2,659	2,807	3,369
	要介護3	1,904	1,983	2,051	2,175	2,716
	要介護4	1,527	1,588	1,642	1,746	2,209
	要介護5	994	1,034	1,067	1,124	1,385
第1号被保険者の 要介護認定率 (高齢者人口比)	16.4%	17.1%	17.6%	18.4%	20.0%	

※ 介護保険要介護認定において、認知症高齢者自立度「Ⅱa」～「M」の者。

図表 5-3 要介護者数の推計

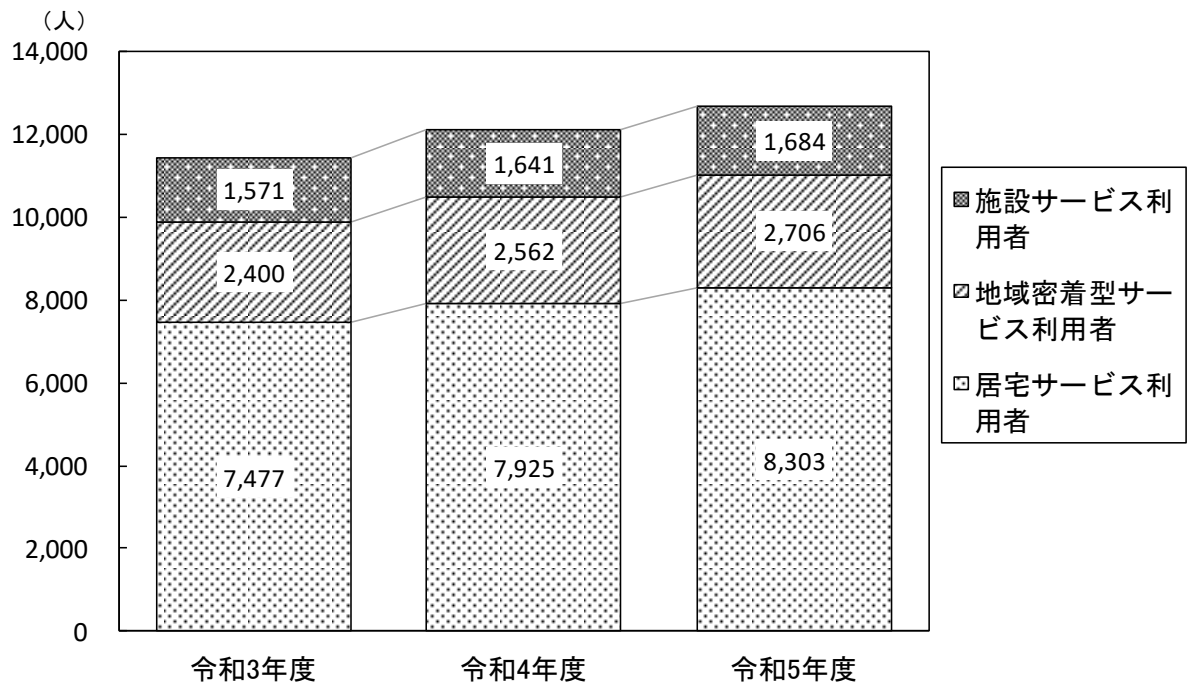


図表 5-4 要介護者のサービス利用の推計

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	%	人	%	人	%
要支援・要介護者数	計	12,298	100.0%	12,797	100.0%	13,236	100.0%
	要支援者	2,754	22.4%	2,863	22.4%	2,965	22.4%
	要介護者	9,544	77.6%	9,934	77.6%	10,271	77.6%
居宅サービス利用者	計	7,477	60.8%	7,925	61.9%	8,303	62.7%
	要支援者	1,112	9.0%	1,184	9.3%	1,245	9.4%
	要介護者	6,365	51.8%	6,741	52.7%	7,058	53.3%
地域密着型サービス利用者	計	2,400	19.5%	2,562	20.0%	2,706	20.4%
	要支援者	16	0.1%	17	0.1%	17	0.1%
	要介護者	2,384	19.4%	2,545	19.9%	2,689	20.3%
施設サービス利用者	要介護者	1,571	12.8%	1,641	12.8%	1,684	12.7%

- ※ 施設サービス利用者: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の各サービス利用者の合計
- ※ 地域密着型サービス利用者: 地域密着型各サービス利用者の合計
- ※ 居宅サービス利用者: 居宅サービス(訪問介護、通所サービス、短期入所サービス、福祉用具貸与等のサービス(介護予防支援・居宅介護支援の利用者で代替))・特定施設入居者生活介護の利用者の合計
- ※ 居宅サービスと地域密着型サービスの両方を利用している場合は、それぞれのサービスの人数に含まれている。

図表 5-5 サービス利用形態別の要介護者数の推計



2 介護給付・介護予防サービスの量の見込み

介護保険対象サービスの量については、見込み量を算出するに当たり、高齢者数の増加に伴う認定者数の増加、施設整備による利用者数増、また、神奈川県保健医療計画との整合による追加需要等を踏まえて、次の表のとおり見込んでいます。

サービスの必要量に見合った供給量が確保されるよう、事業所に対して市内での事業展開を働きかけるとともに、サービスの質・量を確保するため、介護給付の適正化への取組等の方策を行います。(第4章 P.109～114)

(1) 介護予防サービス

図表 5-6 介護予防サービスの量の見込み (月平均)

		実 績			計 画			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護予防訪問入浴介護	人	0	1	1	1	1	1	1	1
	回	1	5	5	6	6	6	6	6
介護予防訪問看護	人	81	92	109	121	129	133	140	154
	回	450	444	604	668	714	737	774	853
介護予防訪問リハビリテーション	人	21	26	27	26	28	29	30	33
	回	247	266	287	282	304	316	325	358
介護予防居宅療養管理指導	人	93	94	98	102	108	112	118	129
介護予防通所リハビリテーション	人	95	119	120	136	142	146	154	170
介護予防短期入所生活介護	人	18	13	12	12	12	12	14	15
	日	76	48	46	46	46	46	53	58
介護予防短期入所療養介護	人	1	0	0	0	0	0	0	0
	日	3	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	680	737	835	907	988	1,023	1,074	1,186
特定介護予防福祉用具販売	件	15	15	16	16	19	19	20	22
介護予防住宅改修	件	17	22	22	26	26	29	29	32
介護予防特定施設入居者生活介護	人	77	79	79	81	83	85	85	85
介護予防支援	人	816	879	952	1,031	1,101	1,160	1,214	1,341

※ 平成30年度、令和元年度は年度平均実績、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を補正した実績見込値(図表5-7～5-10まで同じ)

(2) 地域密着型介護予防サービス

図表 5-7 地域密着型介護予防サービスの量の見込み（月平均）

		実 績			計 画			令和7 年度	令和22 年度
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
介護予防認知症 対応型通所介護	人	0	0	0	0	0	0	0	
	回	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人	10	14	15	16	17	17	18	20
介護予防認知症 対応型共同生活 介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 居宅サービス

図表 5-8 居宅サービス（介護給付）の量の見込み（月平均）

		実 績			計 画			令和7 年度	令和22 年度
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
訪問介護	人	1,721	1,804	1,843	1,984	2,103	2,205	2,374	3,035
	回	45,071	48,758	55,468	61,883	67,067	70,969	77,075	102,313
訪問入浴介護	人	181	175	179	179	179	179	179	179
	回	895	895	912	924	945	949	949	949
訪問看護	人	989	1,079	1,206	1,334	1,434	1,497	1,615	2,084
	回	6,684	6,924	8,296	9,165	9,862	10,293	11,119	14,454
訪問リハビリ テーション	人	237	248	264	288	307	322	337	431
	回	2,912	2,995	3,248	3,498	3,669	3,858	4,030	5,142
居宅療養管理 指導	人	1,688	1,882	2,119	2,405	2,544	2,649	2,870	3,740
通所介護	人	1,938	1,920	1,921	1,938	1,972	2,039	2,188	2,761
	回	19,028	19,247	19,992	20,631	21,294	22,160	23,823	30,374
通所リハビリ テーション	人	455	477	476	500	519	537	577	728
	回	3,394	3,534	3,517	3,656	3,780	3,855	4,147	5,265
短期入所 生活介護	人	622	637	638	670	693	716	773	1,008
	日	5,848	6,428	7,468	8,321	8,628	8,955	9,696	12,802
短期入所 療養介護	人	35	33	33	34	37	38	40	52
	日	210	242	239	256	280	287	303	399
福祉用具貸与	人	3,486	3,723	3,932	4,298	4,614	4,856	5,216	6,673
特定福祉 用具販売	件	59	59	58	63	69	75	67	87
住宅改修	件	41	42	43	48	52	59	55	69
特定施設入居者 生活介護	人	538	542	556	567	578	589	589	589
居宅介護支援	人	5,080	5,277	5,421	5,798	6,163	6,469	6,864	8,645

(4) 地域密着型サービス

図表 5-9 地域密着型サービスの量の見込み (月平均)

		実 績			計 画			令和7 年度	令和22 年度
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	13	20	28	31	32	57	57	57
夜間対応型訪問介護	人	9	8	10	10	10	11	12	16
地域密着型通所介護	人	1,274	1,419	1,452	1,623	1,731	1,802	1,927	2,387
	回	11,527	12,735	13,020	14,503	15,496	16,146	17,299	21,656
認知症対応型通所介護	人	43	40	40	40	50	60	60	60
	回	452	449	447	466	580	697	697	697
小規模多機能型居宅介護	人	161	168	188	206	215	224	241	300
認知症対応型共同生活介護	人	273	298	323	323	332	339	339	342
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	41	43	46	46	46	46	46	46
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	50	51	51	51	51	71	77	84
看護小規模多機能型居宅介護	人	27	36	47	54	78	79	79	79

(5) 介護保険施設サービス

図表 5-10 介護保険施設サービスの量の見込み (月平均)

		実 績			計 画			令和7 年度	令和22 年度
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
介護老人福祉施設	人	1,010	1,021	1,024	1,024	1,094	1,137	1,144	1,274
介護老人保健施設	人	442	490	511	524	524	524	524	544
介護療養型医療施設	人	14	9	10	8	5	2		
介護医療院	人	0	9	13	15	18	21	26	34

(6) リハビリテーション提供体制の構築

要支援・要介護者が、身体機能の改善や維持を図るためには、リハビリテーションサービスが重要です。

厚生労働省による「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」による分析を「地域包括ケア『見える化』システム」を利用し、次のとおり行いました。

図表 5-11 サービス提供事業所数（認定者1万人対）（平成30年度）

ストラクチャー指標	介護老人保健施設	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	短期入所療養介護（老健）
平塚市	5.44	3.63	7.26	5.44
神奈川県	5.05	5.43	7.34	4.85
全国	6.73	7.77	12.66	6.09

図表 5-12 利用率（※）（平成30年度）

プロセス指標	介護老人保健施設	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション
平塚市	4.01%	2.34%	4.99%
神奈川県	4.66%	1.26%	5.80%
全国	5.52%	1.69%	9.22%

※ 要支援・要介護者に対するサービス受給者数の割合

本市の特徴は、事業所数では介護老人保健施設・短期入所療養介護（老健）が県を上回っており、利用率では訪問リハビリテーションが全国・県を上回り、通所リハビリテーション・介護老人保健施設が県よりも少し低い率となっています。

今後も居宅介護支援事業所等と連携し、自立支援・重度化防止のためリハビリテーションサービスの提供により、要支援・要介護者の機能改善に取り組むとともに、地域や家庭における社会参加の実現等を含めた、生活の質の向上を目指します。

(7) 計画期間におけるサービス提供基盤整備目標

本市では、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況（P. 149～151）を踏まえ、次のとおり公募によりサービス提供基盤を整備します。

なお、地域密着型サービス事業所については、平塚市介護保険運営協議会に諮り、指定します。（各圏域は、P. 15 を参照）

① 居宅サービス

- ・ 特定施設入居者生活介護

図表 5-13 特定施設入居者生活介護の整備目標

事業所数	定員	整備目標
20	1,021	第8期中の新規整備は行いません。

② 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

図表 5-14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
圏域	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
圏域5	1	1	1	1
圏域8	1	1	1	1
新規整備	—	—	—	1 (新規整備)
合計	2	2	2	3
8期整備予定	要介護者の在宅生活を日中・夜間通して支えるため1事業所整備をします。 圏域2（地域医療福祉拠点整備モデル地区構想：第3章 P. 53） 整備年度：令和5年度			

- ・ 夜間対応型訪問介護

図表 5-15 夜間対応型訪問介護の整備目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
圏域	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
圏域5	1	1	1	1
合計	1	1	1	1
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。			

- ・ 地域密着型通所介護

図表 5-16 地域密着型通所介護の整備目標

事業所数	定員	整備目標
61	765	総量規制は行いませんが、事業所の新規指定の際には、機能訓練等の取組を提案していただき、自立支援・重度化防止を促進します。

・認知症対応型通所介護

図表 5-17 認知症対応型通所介護の整備目標

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域5	1	9	1	9	1	9	1	9
圏域7	1	10	1	10	1	10	1	10
新規整備	—	—	—	—	1	12	1	12
					(新規整備)			
合計	2	19	2	19	3	31	3	31
8期整備予定	認知症のある在宅高齢者の日常生活を支えるため1事業所整備をします。 圏域5・圏域7以外 整備年度：令和4年度							

・小規模多機能型居宅介護

図表 5-18 小規模多機能型居宅介護の整備目標

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域1	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域2	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域4	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域5	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域6	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域7	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域8	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域9	2	50	2	50	2	50	2	50
圏域10	1	29	1	29	1	29	1	29
合計	10	266	10	266	10	266	10	266
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

・認知症対応型共同生活介護

図表 5-19 認知症対応型共同生活介護の整備目標

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域 1	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域 2	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域 3	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域 4	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域 5	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域 6	2	27	2	27	2	27	2	27
圏域 7	3	54	3	54	3	54	3	54
圏域 8	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域 9	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域 10	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域 11	1	9	1	9	1	9	1	9
圏域 12	1	18	1	18	1	18	1	18
新規整備	—	—	—	—	1	18	1	18
					(新規整備)			
合計	19	324	19	324	20	342	20	342
8期整備予定	認知症のある高齢者の家庭的な環境における日常生活を支えるため1事業所整備をします。看護小規模多機能型居宅介護と併設。 圏域 11・圏域 13 整備年度：令和4年度							

・地域密着型特定施設入居者生活介護

図表 5-20 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備目標

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域 4	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域 7	1	28	1	28	1	28	1	28
合計	2	46	2	46	2	46	2	46
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

図表 5-21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備目標

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域								
圏域 1	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域 7	1	26	1	26	1	26	1	26
新規整備	—	—	—	—	—	—	1	29
							(新規整備)	
合計	2	55	2	55	2	55	3	84
8期整備予定	要介護者の住み慣れた地域における日常生活継続のため1事業所整備をします。 圏域 2 (地域医療福祉拠点整備モデル地区構想：第3章 P.53) 整備年度：令和5年度							

・看護小規模多機能型居宅介護

図表 5-22 看護小規模多機能型居宅介護の整備目標

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域								
圏域 3	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域 7	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域 1 2	1	26	1	26	1	26	1	26
新規整備	—	—	—	—	1	29	1	29
					(新規整備)			
合計	3	84	3	84	4	113	4	113
8期整備予定	要介護者の医療ニーズに対応し、在宅生活を支えるため1事業所整備をします。 認知症対応型共同生活介護と併設。 圏域 1 1・圏域 1 3 整備年度：令和4年度							

③ 施設サービス

・介護老人福祉施設

図表 5-23 介護老人福祉施設の整備目標

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
事業所数 定員数	13	1,141	14	1,241	14	1,241	14	1,274
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いませんが、1施設33床の増床を行います。							

・介護老人保健施設

図表 5-24 介護老人保健施設の整備目標

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
事業所数 定員数	6	544	6	544	6	544	6	544
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

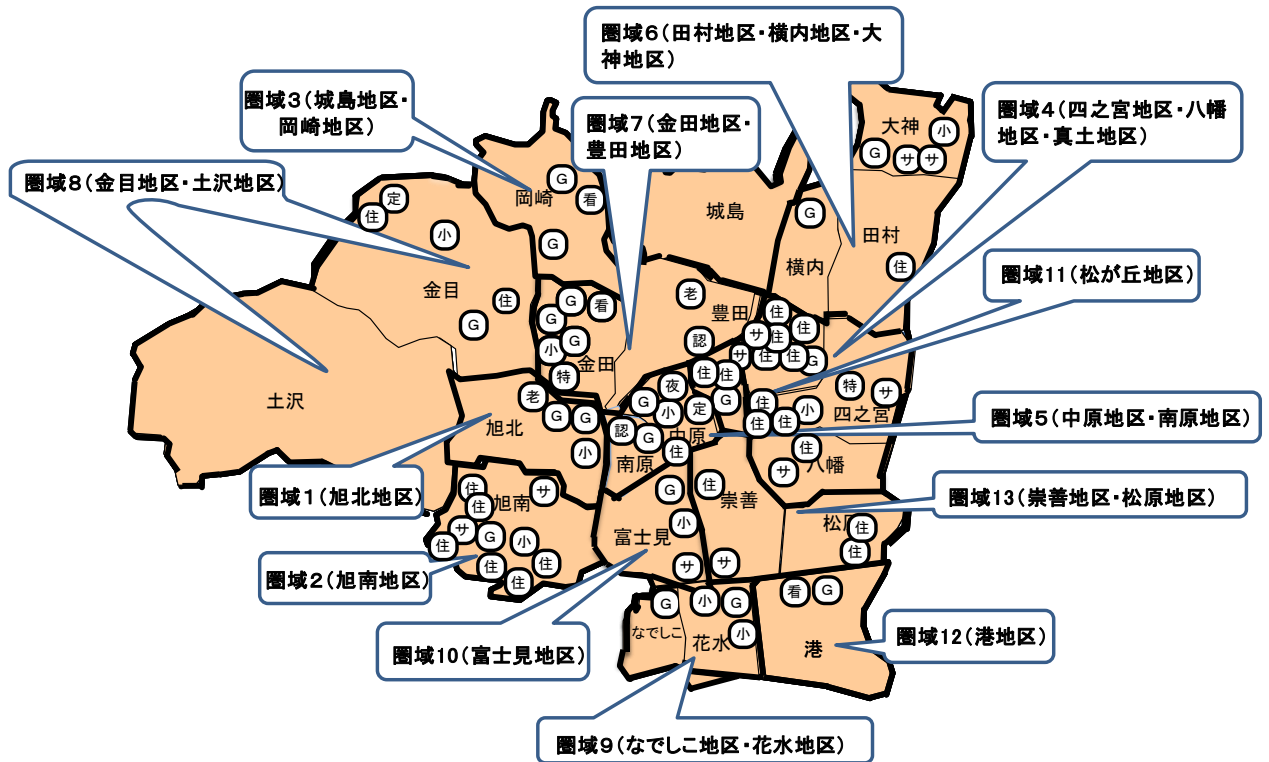
・介護療養型医療施設

本市に施設はありません。

・介護医療院

新規整備は行いません。

図表 5-25 地域密着型サービス等の日常生活圏域における整備状況
(令和3年1月1日現在)



- | | | | |
|----|-----------------------|----|---------------|
| ○定 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | □住 | 住宅型有料老人ホーム |
| ○夜 | 夜間対応型訪問介護 | □サ | サービス付き高齢者向け住宅 |
| ○認 | 認知症対応型通所介護 | | |
| ○小 | 小規模多機能型居宅介護 | | |
| ○看 | 看護小規模多機能型居宅介護 | | |
| ○G | 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | | |
| ○特 | 地域密着型特定施設 | | |
| ○老 | 地域密着型介護老人福祉施設 | | |

※地域密着型通所介護は除く

3 介護給付費等の見込み

(1) 介護給付費の見込み

介護給付を居宅サービス費（居宅サービス、介護予防居宅サービス、居宅介護支援、介護予防支援）、地域密着型サービス費（介護給付、予防給付）、施設サービス費（介護保険施設）の3つに区分した介護保険給付額は、次のようになります。

介護保険給付額に占める割合は、令和5年度では、居宅サービス給付費が54.4%、地域密着型サービス給付費が18.8%、施設サービス給付費が26.8%と見込んでいます。

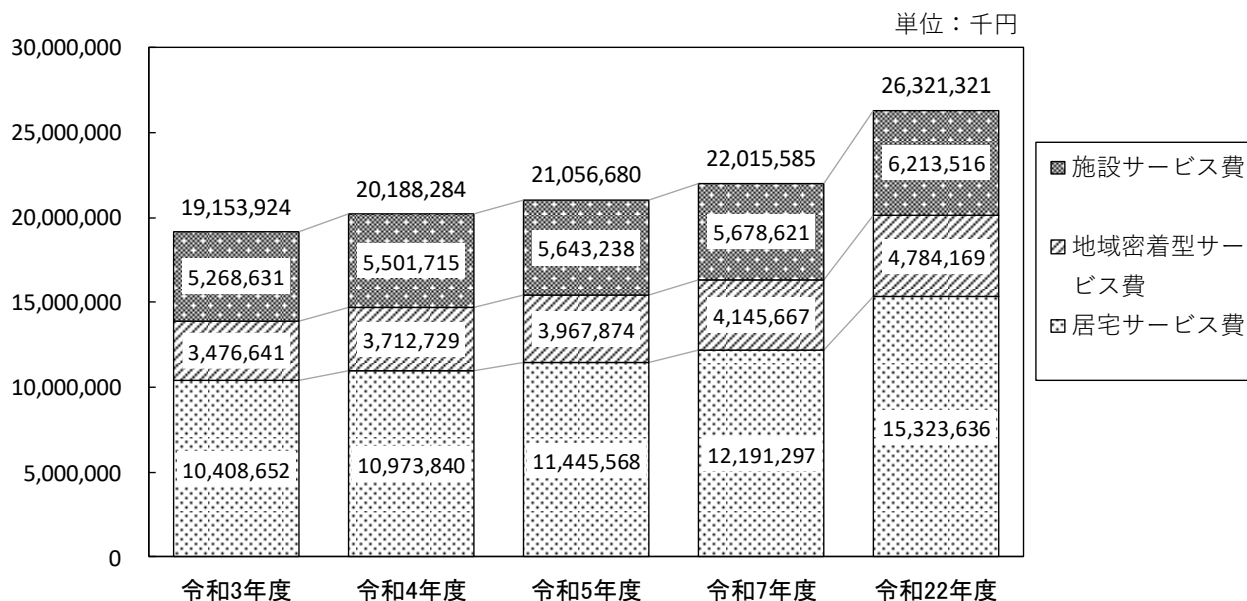
第8期計画においても、自宅で介護を受けたいというニーズが高い点を重視し、居宅サービスの充実を図り、地域密着型サービスについては、住み慣れた地域で介護を受けられるメリットを生かすため、未整備圏域を中心として新規整備（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）を進めることにより一層の充実を図り、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設サービスについても、引き続きの充実を図ることを計画し、サービス給付費を見込んでいます。

図表 5-26 介護保険給付額の見込み（給付額・構成比）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス費	千円	10,408,652	10,973,840	11,445,568	12,191,297	15,323,636
	%	54.3%	54.4%	54.4%	55.4%	58.2%
地域密着型サービス費	千円	3,476,641	3,712,729	3,967,874	4,145,667	4,784,169
	%	18.2%	18.4%	18.8%	18.8%	18.2%
施設サービス費	千円	5,268,631	5,501,715	5,643,238	5,678,621	6,213,516
	%	27.5%	27.3%	26.8%	25.8%	23.6%

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

図表 5-27 介護保険給付額の見込み



(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されており、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法の規定に基づき市が実施する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、高齢者人口の伸び率や事業実績を考慮すると、従前相当サービスと多様なサービスについて、地域のニーズや資源等実情を踏まえて次のような見込みとなります。

図表 5-28 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の量の見込み（月平均）

総合事業		実績			計画			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
従前の訪問 介護相当	人	168	165	158	155	152	149	157	174
訪問型A	人	322	334	331	344	358	372	391	432
訪問型B	人	11	12	13	14	15	16	16	16
訪問型C	人	0	0	0	1	1	1	1	1
従前の通所 介護相当	人	980	1,034	944	1,001	1,061	1,124	1,181	1,306
通所型A	人	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型C	人	18	12	11	12	12	12	13	13

※ 平成30年度、令和元年度はサービス提供年度平均実績、令和2年度は4～9月サービス提供分平均実績により算出。（小数点以下切り上げ）

※ 訪問型Aは事業者指定により実施しているものと委託にて実施しているものを合算した数値。

図表 5-29 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	事業内容 掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費		458,369	481,612	506,357	549,766	592,184
従前の訪問介護相当	P.65	27,132	26,318	25,529	26,831	29,676
訪問型A		58,128	60,104	62,148	65,317	72,244
訪問型B		870	957	1,052	1,084	1,184
訪問型C		0	0	0	0	0
従前の通所介護相当	P.66	280,117	299,165	319,508	335,803	371,411
通所型A		0	0	0	0	0
通所型C		2,035	2,035	2,035	2,000	2,000
その他	P.67,68	1,953	2,088	2,232	2,358	2,297
一般介護予防事業	P.69～73	88,134	90,946	93,853	116,374	113,373
包括的支援事業費		462,868	472,934	484,952	483,822	492,401
地域包括支援センター運営費	P.78～81	312,858	322,242	331,908	331,908	340,487
在宅医療・介護連携推進事業費	P.84	23,138	23,347	24,373	23,244	23,244
認知症総合支援事業費	P.87～93	89,573	90,046	90,534	90,534	90,534
生活支援体制整備事業費	P.67	37,284	37,284	38,121	38,121	38,121
地域ケア会議推進事業	P.82	15	15	15	15	15
任意事業費		36,071	37,234	37,479	42,257	46,265
家族介護支援事業	P.97,98	14,592	14,592	14,592	16,452	18,012
介護給付等費用適正化事業	P.110	3,159	3,274	3,375	3,805	4,166
その他の事業		18,320	19,368	19,512	22,000	24,087
高齢者支援事業	P.93,100,103	13,045	13,045	13,045	14,709	16,104
介護サービス相談員派遣事業	P.111	2,995	4,043	4,187	4,721	5,169
その他	—	2,280	2,280	2,280	2,570	2,814
合 計		957,308	991,780	1,028,788	1,075,845	1,130,850

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 介護保険事業費の見込み

介護保険給付額に、その他費用を加えて標準給付額見込みを求めます。

令和3年度では約201億円、令和4年度では約211億円、令和5年度では約220億円となり、第8期3年間の合計では約632億円を見込んでいます。

さらに、地域支援事業費を加えると令和3年度では約210億円、令和4年度では約221億円、令和5年度では約230億円となり、第8期3年間の合計では約661億円を見込んでいます。

なお、内訳は次の表のとおりです。

図表 5-30 介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費	20,068,475	21,088,482	21,987,758	22,998,857	27,483,691
総給付費	19,153,924	20,188,284	21,056,680	22,015,585	26,321,321
居宅サービス費	10,408,652	10,973,840	11,445,568	12,191,297	15,323,636
地域密着型サービス費	3,476,641	3,712,729	3,967,874	4,145,667	4,784,169
施設サービス費	5,268,631	5,501,715	5,643,238	5,678,621	6,213,516
その他費用	914,551	900,198	931,078	983,272	1,162,370
特定入所者介護サービス費等給付額	424,364	396,885	410,499	433,510	512,472
(見直しに伴う財政影響額)	▲85,924	▲134,109	▲138,710	▲146,487	▲173,168
高額介護サービス費等給付額	417,325	427,495	442,160	466,947	551,998
(見直しに伴う財政影響額)	▲12,999	▲20,290	▲20,986	▲22,163	▲26,200
高額医療合算介護サービス費等給付額	59,758	62,183	64,316	67,921	80,293
審査支払手数料	13,104	13,635	14,103	14,894	17,607
地域支援事業費	957,308	991,780	1,028,788	1,075,845	1,130,850
介護予防・日常生活支援総合事業費	458,369	481,612	506,357	549,766	592,184
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	312,858	322,242	331,908	331,908	340,487
包括的支援事業(社会保障充実分)	150,010	150,691	153,043	151,914	151,914
任意事業	36,071	37,234	37,479	42,257	46,265
合 計	21,025,783	22,080,262	23,016,546	24,074,702	28,614,541

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 介護保険料の見込み

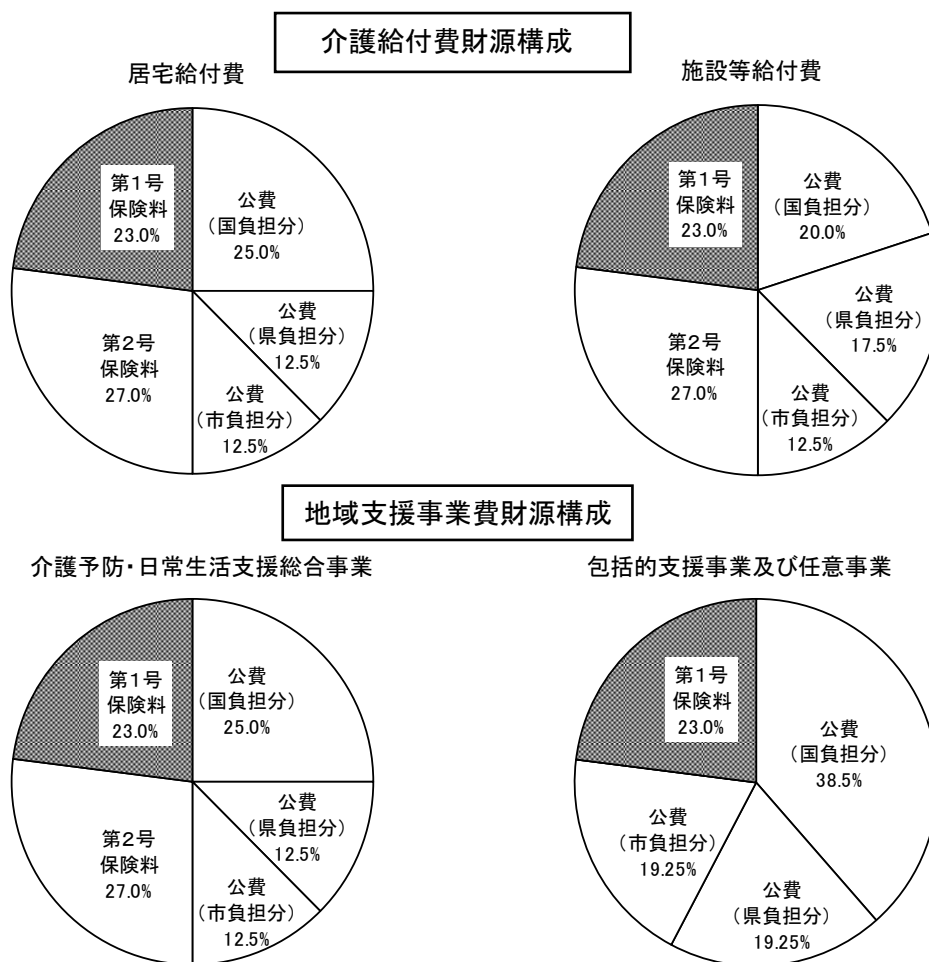
(1) 介護保険事業費と保険料負担

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、保険者（市町村）ごとに決められ、介護保険事業計画の3か年度を単位とした計画期間ごとに介護サービス費用見込み額等（介護保険事業費）を推計し、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されます。したがって、保険料基準額は計画期間の給付水準を反映したものとなり、介護保険事業費が増加すれば保険料負担も増えることになります。

第8期の介護保険事業費については、受給者の増加、介護保険事業所を引き続き整備すること等により、全国的に上昇が見込まれており、本市でも約11%の上昇を見込んでいます。

なお、各費用の財源構成は次のグラフのとおりです。

図表 5-31 財源構成



(2) 第1号被保険者保険料

「3 介護給付費等の見込み」で算出した給付額に、介護保険事業会計に対する国・県・市及び第2号被保険者負担分の歳入を推計するとともに、保険料の予定収納率等を加味し、第1号被保険者の所得段階別の人数を考慮して、第1号被保険者保険料を算出します。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険事業費（地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業費を除く）に対する負担割合は、両者の全国での人口比で決まるものですが、第8期計画では第7期計画に引き続き、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%です。

これにより算定した令和3年度から令和5年度の第1号被保険者の保険料基準月額は5,947円となりました。

本市では、保険料の大幅な上昇を抑制するため、介護保険給付費支払準備基金より12億円の取崩しを行い、第1号被保険者の保険料基準月額（第5段階）を5,513円とします。この結果、保険料基準月額は第7期の5,277円に対して、236円、4.5%の上昇となりました。

また、保険料の所得段階区分設定について、課税層の所得区分及び保険料率を見直すとともに、段階区分の細分化を行いました。この結果、所得段階は第1段階から第17段階までとなり、それぞれの所得段階別の保険料は次表のとおりとなります。

さらに、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の保険料水準を第8期計画と同様の保険料率で推計したところ、それぞれ約6,400円及び約8,200円となります。

図表 5-32 第1号被保険者の所得段階別の保険料

(単位：円)

所得段階 (対基準額割合)	令和3～5年度		対象者
	保険料 年 額	保険料 月額(参考)	
第1段階 (30%)	19,847	1,654	生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、もしくは前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人
第2段階 (38%)	25,140	2,095	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階 (70%)	46,310	3,860	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円を超える人
第4段階 (90%)	59,541	4,962	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人
第5段階 (100%)	66,156	5,513	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超える人
第6段階 (115%)	76,080	6,340	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の人
第7段階 (120%)	79,388	6,616	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人
第8段階 (125%)	82,695	6,892	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人
第9段階 (130%)	86,003	7,167	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満の人
第10段階 (140%)	92,619	7,719	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上180万円未満の人
第11段階 (150%)	99,234	8,270	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が180万円以上210万円未満の人
第12段階 (160%)	105,850	8,821	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第13段階 (170%)	112,466	9,373	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第14段階 (190%)	125,697	10,475	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人
第15段階 (210%)	138,928	11,578	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人
第16段階 (230%)	152,159	12,680	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第17段階 (250%)	165,390	13,783	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人



- ※ 保険料は第5段階の基準月額を12倍して年額を求め、対基準額割合を掛けて段階ごとの年額を算出。月額は年額を12で割った額(1円未満切り上げ)であり、実際の納付額とは異なる。
- ※ 「合計所得金額」とは、介護保険料の段階の判定に関する基準として介護保険法施行令第22条の2第4項(第1段階から第5段階)、又は第38条第1項第6号イ(第6段階から第17段階)に規定する合計所得金額をいい、税法上の合計所得とは異なる。
- ※ 国の低所得者負担軽減策により、低所得者(第1段階～第3段階)への介護保険料の軽減を行っている。

5 介護保険以外の一般福祉サービス

養護老人ホーム、軽費老人ホームや老人福祉センターなどの介護保険の対象となっていないサービスについては、介護保険財源を活用せず運営を行っています。

老人福祉法第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画の策定において、国が定める「介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて」のうち、「介護保険対象外のサービスに係る目標を定めるに当たって参酌すべき標準(老人福祉法第20条の8第5項の規定に基づく参酌すべき標準)」を参考にしつつ見直しを行うこととされており、本市の現状を踏まえ次のとおり目標量を定めています。

図表 5-33 介護保険対象外の施設の目標量

養護老人ホーム	現状の設置数(市内1か所、定員60人)を目標値として定めます。
軽費老人ホーム (A型、B型)	現状の設置数(A型:市内1か所、定員50人、B型:なし)を目標値として定めます。
ケアハウス	現状の設置数(市内3か所、定員107人)を目標値として定めます。
老人福祉センター	現状の設置数(市内4か所)を目標値として定めます。

- ※ 養護老人ホーム : 65歳以上で環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難という方が入居できる施設
 - 軽費老人ホーム(A型) : 身寄りがない、あるいは、家族がいても同居できないという事情のある60歳以上の方が低額料金、食事付で入居することができる施設
 - 軽費老人ホーム(B型) : 高齢等のため独立して生活するには不安がある60歳以上の方を対象とした施設で、基本的に自炊ができることが必要
 - ケアハウス : 身体機能の低下等により、自立した生活を送ることに不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方を対象とした施設で、食事の提供等があり、家賃相当額の負担が必要
 - 老人福祉センター : 無料又は低額な料金で、各種相談、健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
- ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型、B型)及びケアハウスは、介護給付及び予防給付の対象となることがある。

